

令和4年第6回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和4年6月27日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和4年第6回東串良町農業委員会会議録

令和4年6月27日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和4年6月27日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年6月27日 午前 時 分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
出席○ 欠席×	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員		1番	鶴丸 千尋	7番	大村 教男		
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 若松 雄一		
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第29号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第30号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第5 議案第33号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開会 午前10時00分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東申良町農業委員会令和4年第6回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番鶴丸委員と、7番大村委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が4件6筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第1議案第29号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が2件、賃借権が6件であります。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。1ページをお開きください。

所有権の30番、譲渡人は静岡県のお〇〇さん、譲受人は新川西のお〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、31番、譲渡人は池之原のお〇〇さん、譲受人は岩弘のお〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、2ページをお開きください。

賃借権の70番、貸人は川東のお〇〇さん、借人は川東のお〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に71番、貸人は川東のお〇〇さん、借人は川東のお〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に、3ページをお開きください。

次に 72 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 73 番、貸人は霧島市の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に、4 ページをお開きください。

次に 74 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に、5 ページをお開きください。

次に 75 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

このうち 3 番目の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 29 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（豎山）

次に、日程第 2 議案第 30 号農農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。6 ページから 7 ページをご確認ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 3 件 8 筆、面積 5,192 m²、使用貸借権が 3 件 3 筆、面積 5,692 m²となっております。総面積は 10,884 m²であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第 2 議案第 30 号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 3 議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 2 件と賃借権設定 1 件、区分地上権設定 1 件の計 4 件であります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。8 ページをお開き下さい。

所有権の 16 番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 17 番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、9 ページをお開きください。

次に賃借権の 18 番、賃貸人は川東の〇〇さん、賃借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、賃借による賃借権 5 年の期間設定でございます。

次に区分地上権の 19 番、賃貸人は鹿屋市の〇〇さん、賃借人は大阪府の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、賃借による区分地上権 3 年の期間設定でございます。

なお、区分地上権の許可につきましては〇〇さんが申請地に太陽光発電施設と設置するために必要な許可であるため、営農は〇〇さんが行います。

〇〇さんについては、本年度の第 4 回定例総会において現地調査を行ったうえで所有権の許可をだしております。

また、許可証は後ほど述べる農地法第 5 条の転用許可と同日付けで出すことを予定しております。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第 3 第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 4 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。

今回は所有権移転が 1 件、賃貸借設定が 3 件、使用貸借権設定が 2 件ございます。

なお、農地転用においては、すべての案件において現地調査を行っておりますので、質疑の前に各委員に報告をお願いしたいと思います。

それでは資料 10 ページ、〇〇さんからの転用申請について、現地調査報告を木佐貫委員にお願いしたいと思います。それでは木佐貫委員よろしくお願ひします。

(木佐貫委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 6 月 20 日月曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と豎山委員と事務局計 4 人で行いました。

なお、関係者としては、〇〇さんの代理人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は周囲を山林に囲まれており、農地の広がりには 10 ha に満たないものであると考えられ第 2 種農地に相当するものであると思われまふ。

申請人は、代替地を検討しておりましたが交渉が不調に終わっており、やむをえず申請地への転用申請を行うものであり、農地の転用はやむを得ないものと思われまふ。

なお資金に関しましては自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は、3 筆 3,510 m²であり、3,000 m²を超えますが、周囲の状況等に特に問題はないものと思われまふ。

また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう十分気を付けるとしており、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまふ。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（豎山）

ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めまふ。

よって本案は原案のとおり承認することに決ましました。

続いて資料 11 ページ、〇〇さんから転用申請について、現地調査報告を木佐貫委員にお願いしたいと思います。それでは木佐貫委員よろしくお

願います。

(木佐貫委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和4年6月20日月曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と堅山委員と事務局計4人で行いました。

なお、関係者としては、〇〇さんの代理人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地の周辺には農地が広がっており、第1種農地に相当するものだと思います。しかしながら、周辺には3戸以上の住宅が連担しており、集落に接続するものとして転用申請は可能であると思われます。

なお資金に関しては融資により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は397㎡であり周囲の状況と共に、特に問題はないものと思われます。

また申請人は転用に係る工事の際には、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願います。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて資料12ページ、〇〇さんから転用申請について、現地調査報告を鶴丸委員にお願いしたいと思います。それでは鶴丸委員よろしく願います。

(鶴丸委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和4年6月20日月曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と内村推進委員と事務局計4人で行いました。

なお、関係者としては、〇〇の〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載の
あるとおりです。

申請地は農用地区域内農地となりますが、申請目的が、転用期間が3年
以下の営農型太陽光発電施設であることから転用申請は可能であるとお
もわれます。

また営農型太陽光発電設備を設置する際に必要な、転用期間、撤去の際
に必要な資力農地における営農の適切な継続が確実であることの保証等、
諸条件も特に問題はないものと思われま

す。また申請人は転用に係る工事の際には、周囲へ被害のかからないよう被
害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対
応するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

榊に適度に日陰になり、風通しも良いなど理想的な環境であるためとあ
るが、太陽光を造るためのなのか。

鶴丸委員

榊を育てるための日陰です。

事務局（駿河崎）

今回初めて本町は、営農型太陽光発電の申請なのです。前の研修で熊本
に行ったのを覚えていらっしゃるでしょうか。日陰で育つ作物ということで冥
加としきめをされてたと思います。反収が8割は保ってくださいというのが
営農型発電の規定でございます。ですから榊は日陰の方が育ちやすいと
。苗は先月植えています。今はソルゴーなどの草で日陰になるようにして
あります。その上に今度太陽光をのして日陰にするという事です。よろし
いでしょうか。

松留立美委員

申請地の面積が0.19㎡だが。どういうことか。

事務局（出水）

太陽光を建てるための支柱の面積です。県に確認しまして、この面積で
いいとのこと。よろしいでしょうか。

議長（堅山）

他にございませんか。

福岡委員

これからは、こういうのが増えていくと思うのですが。町としては進められるのか、どうでしょう。

事務局（駿河崎）

事務局としては、申請があれば国が今SDGs取得可能なものやっけていきたいと思いますので、近隣の他の市町は5年前からやっています。今後増えるとしたら榊かお茶それぐらいしかないと思います。東串良町はお茶もそんなにないと思いますので。増えるかと言えばそれぐらいだろうと思います。

議長（堅山）

他にございませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて資料13ページ、〇〇さんから転用申請について、現地調査報告を吉ヶ崎委員にお願いしたいと思います。それでは吉ヶ崎委員よろしくお願ひします。

（吉ヶ崎委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和4年6月20日月曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と杉木推進委員と事務局計4人で行いました。

関係者としては、〇〇さんと〇〇さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地に該当し、周囲の農地の広がり10ha以上であると思われることから、第1種農地が該当するものと思われます。

しかし、今回の申請は砂採取を目的としており、期間は1年となっているので、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われる転用申請は可能であるとおもわれます。

なお資金に関しましては自己資金および砂販売金により賄われるとのことです。

転用する面積は1,523㎡であり周囲の状況と共に、特に問題はないものと思われます。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないように万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処する

とのことであり特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて資料 14 ページ、〇〇さんから転用申請について、現地調査報告を杉木委員にお願いしたいと思

（杉木委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 6 月 20 日月曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と吉ヶ崎委員と事務局計 4 人で行いました。

関係者としては、〇〇さんと〇〇さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

しかし、今回の申請は砂採取を目的としており、期間は 1 年となっているので、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われ転用申請は可能であるとおもわれます。

なお、資金に関しましては自己資金および砂販売金により賄われるとのこと

です。転用する面積は 932 m²であり周囲の状況と共に、特に問題はないものと思われ

ます。また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われ

ます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて資料 15 ページ、〇〇さんから転用申請について、現地調査報告を谷口委員にお願いしたいと思います。それでは谷口委員よろしくお願ひします。

(谷口委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 6 月 20 日月曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と松留立美委員と事務局計 4 人で行いました。

関係者としては、〇〇さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

しかし、今回の申請は砂採取を目的としており、期間は 1 年となっているので、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われ転用申請は可能であるとおもわれます。

なお資金に関しましては自己資金より賄われるとのことでした。

面積に関しまして、374 m²であり、周囲の状況等を見ても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひします。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

福岡委員

面積は、これだけでもしてくれるのですか。

谷口委員

ここには4筆ありまして、あと3筆については非農地判断がしてあります。今回は農地はこの1筆だけです。

議長（堅山）

他にございませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第4議案第32号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第5議案第33号農地あっせん委員の選任について議題といたします。今回は、売買を求める申し出が2件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料16ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、16ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に杉木委員と吉ヶ崎委員を指名いたします。委員長は杉木委員にお願いしたいと思えます

引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは引き続き資料 17 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、17 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に谷口委員と松留和江委員を指名いたします。委員長は谷口委員にお願いしたいと思えます

以上であっせん委員の選任を終えたいと思えます。

よって、日程第 5 議案第 33 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議 長（堅 山）

その他に入りたいと思えます。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※7月現地調査：20日（水）

定例総会：25日（月）

申請締切：12日（火）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和4年第6回定例総会を閉会いたします。